

## 平成28年度電動アシスト自転車等購入費補助

問合せ 環境政策課 ☎9147

自動車などから自転車へ交通移動手段の転換を促し、温室効果ガス削減を図ることを目的に、電動アシスト自転車または幼児2人同乗用自転車の購入費用の一部を補助します。

**補助の対象となる自転車**

- ・電動アシスト自転車
- ・幼児2人同乗用自転車

**対象**

市内に住所を有する個人▼市内に所在する店舗で、自ら使用する

目的で新たに購入した人▼4月1日から平成29年3月31日までに購入したもの▼市税などの滞納をしていない人▼補助を受けて購入した自転車の使用状況を報告できる人▼自動車運転免許証を有する人▼(財)日本交通管理技術協会が認定した駆動補助機付自転車用TSマークが貼られたもの▼幼児2人同乗用自転車は、幼児同乗基準に適合していること▼要綱による補助を受けたことがない世帯で、1

世帯あたり1台  
**交付金額と件数** 1台につき1万円・50件(先着順。募集件数になり次第受け付け終了)  
**募集期間** 4月1日～平成29年3月31日(土・日曜、祝日除く)  
**申請方法** 市役所6階環境政策課または各支所環境産業担当の窓口へ申請書に必要書類を添えて提出(郵送不可)。申請書類は、市役所および支所で配布しているほか、市ホームページからも

ダウンロード可能。  
**必要書類**

電動アシスト自転車などの購入費に関する領収書▼品質保証書の写し▼購入した電動アシスト自転車などのTSマーク付帯保険加入書の写し▼幼児2人同乗用自転車は、幼児同乗基準適合車と分かるもの▼市税の滞納がないことを証明する書類、または市税等納税状況等照会承諾書自動車運転免許証の写し▼口座振替依頼書▼印鑑

※必要書類がそろっていない場合は、受付できません

## 「年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)」の申請受付開始

問合せ 生活福祉課 ☎9165

「年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)」の給付を実施します。

### 支給対象者

基準日(平成27年1月1日)に、次の要件をすべて満たす人

- ・本市の住民基本台帳に登録されている、昭和27年4月1日以前に生まれた人
- ・平成27年度の市民税(均等割)が課税されていない、また市民税が課税される人に扶養されていない人
- ・生活保護制度などの被保護者となっていない人

※支給決定日前に亡くなった場合は対象外となります。

### 支給額

支給対象者1人につき3万円(1回限り)。申請書などを確認・審査の上、原則として指定の口座に給付金を5月下旬から支給します。

### 申請手続き

**申請受付期間** 4月8日(金)～7月8日(金)

支給の対象となる人(該当者)には直接申請書を送付しますので(4月7日発送)、必要事項を記入し、書類を添付の上、返送してください。

### 配偶者からの暴力を理由に避難している人へ

配偶者からの暴力を理由に避難し、事情により基準日(平成27年

1月1日)時点で住民票を移すことができていない人で、一定要件を満たす人は、実際に住んでいる市区町村で支給申請を行うことができます。早急に申し出をしてください。

ただし、住民票がある市区町村で、すでに「年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)」が配偶者などに対して支給されていた場合は、申し出をした人への支給はできません。

**受付**

申請は郵便で受け付けるか、市役所本庁1階生活福祉課、各支所福祉グループでも受け付けます。

問合せ(フリーダイヤル)  
 ☎(0120) 082920  
 (4月8日～7月8日)

### 注意

「年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)」を装った「特殊詐欺」や「個人情報情報の詐欺」に注意してください。

- 市や厚生労働省などの職員がATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 「年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)」を支給するため、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。

廿日市市の保育環境の充実を図るため、認可保育園の設置・運営事業者を募集します。

また、今回の募集に関する説明会を次のとおり開催します。応募を検討している事業者は参加してください。参加を希望する場合は、4月8日(金)までに参加申込書を子育て支援課へ提出してください。

**募集する区域**(2区域) 廿日市中学校区域(1園)、大野東中学校区域(1園)

**応募資格** 社会福祉法人、学校法人、NPO法人、株式会社などの法人

**整備手法** 賃貸物件を活用した保育園整備(応募者が建物を賃借)

**運営の開始日** 平成29年4月1日

**募集要項・参加申込書の配布** 市役所1階子育て支援課で配布。市ホームページからダウンロードもできます。

**説明会日時** 4月11日(月)14時～15時30分

**説明会場所** あいプラザ健康指導室(2階)

**今後のスケジュール** 5月末の申込締切後、提出書類に関して個別にヒアリングを行います。事業内容、実施体制、取組姿勢などを総合的に審査し、6月末までに事業者を決定します。

問合せ 子育て支援課 ☎9129

認可保育園設置・運営事業者募集

フジグランタリー店内に、阿品子育て支援センター・あいあいキッズを開設しました。この施設はこれまで広島県が運営していましたが、4月から廿日市市が運営することになりました。他の子育て支援センターと同様、季節のイベントや子育て相談などを行います。30分単位の一時預かりもあります。気軽に利用してください。

なお、定休日や利用時間が次のとおり変わります。確認の上、利用してください。

**定休日** 月曜日、12月29日～1月3日

**利用時間** 10時～17時

**一時預かりの利用料** 30分350円

※一時預かりの対象年齢や申込方法など詳しくは、あいあいキッズ ☎1516まで



問合せ 子育て支援課 ☎9153

子育て支援センター あいあいキッズ開設

## 指定緊急避難場所などの看板設置

廿日市市では、災害時に市民の皆さんが適切な場所に避難できるよう、指定緊急避難場所と指定避難所に、災害種別ごとの使用の可否を○×で表示した看板を設置しました。

日頃から、家族や近所の人たちと災害の種類に応じて、どこに逃げるかを確認しておいてください。

※宮島地域は今年度、指定緊急避難場所などの看板を設置します

- 1 災害の種類を表示
- 2 避難できません
- 3 建物の2階以上に避難
- 4 避難所の種類を表示

		指定緊急避難場所・指定避難所				
		Designated emergency evacuation area・Designated emergency shelter				
		指定応急疏散場所・指定避難所 / 지정 긴급 피난 장소·지정 대피소				
		■ 佐方会館				
●指定緊急避難場所 災害時に避難する場所	●指定避難所 一定期間避難生活を営むための施設	土砂 Landslide 土石流 土石	洪水 Flood 洪水 浸水	高潮 Storm surge 風暴潮 高潮	地震 Earthquake 地震 震災	津波 Tsunami 津波 津浪
指定緊急避難場所	指定避難所	○	○	○	○	○
指定緊急避難場所	指定避難所	○	○	○	○	○

## 土砂災害ハザードマップの作成・配布

平成26年8月に広島市で大規模な土砂災害が発生したことを受けて、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域などの指定が加速されています。廿日市市では、区域の指定が完了した地区から、順次、ワークショップを開催し、ハザードマップを作成していきます。

昨年度は、廿日市地域の串戸地区で、自主防災組織の役員や町内会長と一緒にハザードマップを作成し、3月末に串戸地区内の各世帯に配布しました。

このマップを参考に、日頃から家族や近所の人たちと緊急時の避難先や避難方向などを確認しておいてください。なお、廿日市市のホームページにも串戸地区の土砂災害ハザードマップを掲載していますので、参考にしてください。

※串戸地区内の世帯で、土砂災害ハザードマップが届いていない場合は、市役所危機管理課まで

問合せ 危機管理課 ☎9102

まさかの災害に、もしもの備えを